

令和6年12月17日

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

定期性預積金規定の改定のお知らせ

日頃は、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、定期性預積金の中途解約時における適用利率（期限前解約利率）の見直しにより、下記のとおり定期性預積金規定の一部を改定いたしますのでご案内申し上げます。

なお、今般の改定につきましては、令和7年1月1日以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和7年1月1日(水)

2. 改定となる規定

- [自由金利型定期預金（M型）\[スーパー定期\] 規定（単利型）](#)
- [自由金利型定期預金（M型）\[スーパー定期\] 規定（複利型）](#)
- [自動継続自由金利型定期預金（M型）\[スーパー定期\] 規定（単利型）](#)
- [自動継続自由金利型定期預金（M型）\[スーパー定期\] 規定（複利型）](#)
- [自由金利型定期預金規定](#)
- [自動継続自由金利型定期預金規定](#)
- [定期積金規定](#)

3. 改定内容

※各規定の改定内容は、上記2の規定をクリックすることによりご確認ください。

(1) 自由金利型定期預金（M型）[スーパー定期] 規定（単利型）

改定後	改定前
<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p>	<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p>

<p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>(4) 変更無</p>	<p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. またはウ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>(4) 変更無</p>
---	--

(2) 自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定 (複利型)

改定後	改定前
<p>2. (利息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p>	<p>2. (利息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p>

<p>②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>(4) 変更無</p>	<p>②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>(4) 変更無</p>
---	---

(3) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定 (単利型)

改定後	改定前
<p>2. (利 息) (1) ~ (3) 変更無</p> <p>(4)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p>	<p>2. (利 息) (1) ~ (3) 変更無</p> <p>(4)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. またはウ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p>

<p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>(5) 変更無</p>	<p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>(5) 変更無</p>
---	---

(4) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定 (複利型)

改定後	改定前
<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p>	<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>②預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>エ. 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>オ. 3年以上4年未満 約定利率×40%</p>

カ. 4年以上5年未満 約定利率×70% (ただし書きを削除) (4) 変更無	カ. 4年以上5年未満 約定利率×70% <u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u> (4) 変更無
---	---

(5) 自由金利型定期預金規定

改定後	改定前
<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p>	<p>2. (利 息) (1) ~ (2) 変更無</p> <p>(3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. またはウ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計</u></p>

(4) 変更無	<u>算します。</u> (4) 変更無
---------	-------------------------

(6) 自動継続自由金利型定期預金規定

改定後	改定前
<p>2. (利 息) (1) ~ (3) 変更無</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>(ただし書きを削除)</p> <p>(5) 変更無</p>	<p>2. (利 息) (1) ~ (3) 変更無</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×50% ウ. 1年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. またはウ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×20% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×30% エ. 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p><u>ただし、イ. からエ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p><u>ただし、イ. からオ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>ア. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満 約定利率×10% ウ. 1年以上2年未満 約定利率×20% エ. 2年以上3年未満 約定利率×30% オ. 3年以上4年未満 約定利率×40% カ. 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p><u>ただし、イ. からカ. の利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</u></p> <p>(5) 変更無</p>

(7) 定期積金規定

改定後	改定前
<p>5. (給付補填金等の計算) (1) 変更無</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に契約明細記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②この積金を第9条1項の規定により満期日前に解約する場合および、第9条第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。</p> <p>ア. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの 解約日における普通預金利率</p> <p>イ. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの 約定年利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て） （この計算による文言以降を削除）</p> <p>④ 変更無</p>	<p>5. (給付補填金等の計算) (1) 変更無</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に契約明細記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②この積金を第9条1項の規定により満期日前に解約する場合および、第9条第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は次のとおりとします。</p> <p>ア. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの 解約日における普通預金利率</p> <p>イ. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの 約定年利回り×60%（小数点第4位以下は切捨て、 <u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）</p> <p>④ 変更無</p>

以上